

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年3月31日 (第1回)
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	岡崎市 232025
地域名 (地域内農業集落名)	東阿知和 東阿知和

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	29 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	29 ha
② 田の面積	10 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	19 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	21 ha
(参考) 区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	21 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、昭和40年代から50年代にかけて土地改良事業を実施しているため優良農地が多いものの、耕作者の高齢化が進んでおり、小規模な農地については遊休農地化が懸念される。
 現在、阿知和地区工業団地の造成に伴い、スマートインターチェンジの整備が進んでいることから、周辺を「おかざきの食と農の生産・交流・PR拠点エリア(食＝農＝アグリパーク構想)」として、市民農園や農業塾を通じて、農を活かしたにぎわいが創出できるよう、地元の声を聞きながら検討している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地区に集積される農地、農業支援施設を活用し、市民自らが農に触れる機会や生産者と交流する機会を提供する拠点エリアとして位置づけ、農の持つ魅力の輝きを放ち続けるものとなるよう、生産者、消費者、事業者、関係団体、市等間で連携・協働しながら、市の農業の持続性を確保すると共に、農業の多面的機能を発揮させる。
 ・地産地消・都市農業・中山間地域農業・都市農村交流モデル的エリアとする。
 ・「食＝農＝アグリパーク構想」に基づき、市民が農に触れる機会や場を充実させるため、市民農園や農業塾の拡充を図る。
 ・ぶどうや大門しめ縄用青刈り稲などの地域の特産品の生産振興を図る。
 ・小規模の田畑を維持し、生態系の保全や景観保全などの農村環境を保全する。
 ・農地の多様な活用策(新作物の試験栽培など)を推進する。
 ・岡崎市有機農業実施計画に基づき、有機農業、有機市民農園等の有機農業モデル地域として環境にやさしい農業を推進する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	32.6	%	将来の目標とする集積率
			57.5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
耕作者ごとに農地をまとめて、同一耕作者が耕作する農用地の団地数の減少させ、その団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
貸付希望のある農地は農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、担い手への集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
昭和40年代から50年代にかけて土地改良事業を実施したが、パイプラインの老朽化や担い手の要望を踏まえ、必要に応じて基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
西三河農林水産事務所、岡崎市、岡崎市農業委員会、JAなどと連携して、毎月実施している新規就農者支援対策担当者会議で就農相談などの新規就農者に関する情報を共有しながら、栽培技術の指導、農業用機械導入の補助、農地のあっせんなどの取り組みにより、新規就農者の相談から定着まで切れ目のなく支援する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
水稲・麦・大豆によるブロックローテーションについては、麦・大豆の農作業を受託部会に委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
計	14経営体		11.45 ha	0 ha		19.52 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。